

○千葉市コミュニティセンター設置管理条例

昭和54年3月15日

条例第5号

(設置)

第1条 本市は、市民のコミュニティ活動のための施設として、次のとおりコミュニティセンターを設置する。

名称	位置
千葉市中央コミュニティセンター	千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	千葉市中央区今井1丁目14番43号
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	千葉市花見川区畑町1336番地2
千葉市花見川区幕張コミュニティセンター	千葉市花見川区幕張町3丁目7730番地4
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	千葉市花見川区花島町308番地
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	千葉市稲毛区穴川4丁目12番3号
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	千葉市稲毛区長沼町461番地8
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	千葉市若葉区都賀4丁目20番1号
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	千葉市若葉区千城台西2丁目1番1号
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地2
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	千葉市美浜区高洲3丁目12番1号
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	千葉市美浜区真砂2丁目3番1号

2 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターに次の分館を置く。

名称	位置
千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館	千葉市中央区千葉寺町1208番地2

3 千葉市中央コミュニティセンターに次の分室を置く。

名称	位置
----	----

(施設)

第 2 条 コミュニティセンターの施設は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(使用者)

第 3 条 本市に在住し、在勤し、又は在学する者は、コミュニティセンターの施設を使用することができる。

2 前項に規定する者のほか、市長が認める者は、コミュニティセンターの施設を使用することができる。

(指定管理者による管理)

第 4 条 コミュニティセンターの管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(業務の範囲)

第 5 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第 8 条第 1 項に規定する使用の許可及び第 1 0 条の規定による使用の制限等に関する業務

(2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(休館日)

第 6 条 コミュニティセンターの休館日は、年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。）とする。ただし、市長がコミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の休館日は、千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（平成 1 1 年千葉市条例第 3 3 号）第 9 条第 1 項に規定するプラザの休館日（同項の表に掲げる施設の休館日を除

く。)の例による。

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前2項に規定する休館日にコミュニティセンターを開館することができる。

(使用時間)

第7条 コミュニティセンターの施設の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) プール 午前10時から午後9時まで(7月及び8月にあつては、午前9時から午後9時まで)
- (2) 千葉市中央コミュニティセンター松波分室 午前9時から午後5時15分まで
- (3) 図書室 午前9時から午後5時まで
- (4) 前3号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

- 2 前条第1項ただし書の規定は、使用時間の変更について準用する。

- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、使用時間以外の時間にコミュニティセンターを開館することができる。

(使用の許可)

第8条 コミュニティセンターの施設(ロビー、静養室、サンルーム、幼児室及び図書室を除く。)を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、コミュニティセンターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とすると認められるとき。
- (3) コミュニティセンターの施設又は設備を破損するおそれがあると認められるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(使用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第8条第1項の許可を取り消し、又はコミュニティセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第8条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) 第8条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条第1号から第4号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

(5) コミュニティセンターの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(意見の聴取)

第10条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第9条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 別表第2に掲げる施設又は設備の利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、規則で定める場合その他特に必要があると認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不返還）

第14条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合その他指定管理者が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（指定管理者の指定の手續等）

第15条 市長は、指定管理者の指定をしようとする場合は、規則で定めるところにより、公募するものとする。

2 前項の規定により公募した場合において、応募がないときは、再度の公募を要しない。

3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請の内容を次に掲げる基準により審査し、コミュニティセンターを最も適切に管理できると認める法人等を、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

（1）市民の平等な利用を確保するものであること。

（2）コミュニティセンターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経

費を縮減するものであること。

(3) コミュニティセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

(4) コミュニティセンターの適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

5 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(関係法令の適用)

第17条 この条例に定めるもののほか、千葉市花見川区花島コミュニティセンターの管理については都市公園法（昭和31年法律第79号）、同法に基づく命令及び千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の管理については千葉市ハーモニープラザ設置管理条例に定めるところによる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

2 千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例（昭和49年千葉市条例第23号）は、廃止する。

3 この条例施行前、この条例による廃止前の千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例によりなされた行為は、この条例によりなされた行為とみなす。

4 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の指定管理者の指定（平成33年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）の手續については、第15条第1項から第4項までの規定にかかわらず、市長は、当該施設の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「附則第4項前段」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「前項及び附則第4項」とする。

附 則（昭和55年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年9月25日条例第41号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和55年規則第46号で昭和55年11月16日から施行）

附 則（昭和56年3月27日条例第11号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月15日条例第14号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年9月21日条例第42号）

この条例は、昭和58年11月16日から施行する。

附 則（昭和62年3月19日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月14日条例第10号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成3年規則第41号で平成3年4月16日から施行）

附 則（平成3年9月27日条例第34号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月13日条例第49号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月19日条例第16号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第3号）抄

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月8日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日条例第38号）

この条例は、平成12年1月15日から施行する。

附 則（平成12年12月19日条例第60号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第2号で平成13年2月15日から施行）

附 則（平成13年6月8日条例第26号）

この条例は、平成13年6月23日から施行する。

附 則（平成14年3月15日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月12日条例第5号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(千葉県都市公園条例の一部改正)

- 2 千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正す

る。

〔次のよう〕 略

(千葉市蘇我球技場条例の一部改正)

- 3 千葉市蘇我球技場条例（平成16年千葉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則（平成17年9月26日条例第42号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第20条とし、第8条を第19条とし、第7条の次に2条を加える改正規定（第17条に係る部分に限る。）は公布の日から、別表第1の改正規定（千葉市若葉区都賀コミュニティセンター及び千葉市美浜区真砂コミュニティセンターに係る部分に限る。）は平成17年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例第12条の規定は、この条例施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月12日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第35号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日条例第1号）

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成２２年３月２３日条例第７号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年６月２８日条例第７４号）

- 1 この条例は、平成２３年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２１日条例第９号）

- 1 この条例は、平成２４年４月１日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の健康づくりのフロアの使用に係る使用料及び手数料の納付並びに還付については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１２月１９日条例第４１号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第８条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条、第１８条、第１９条、第２０条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条、第２６条、第２８条、第２９条、第３２条、第３３条、第３４条、第３５条中千葉市都市公園条例別表第９の改正規定、第３７条及び附則第４項から第１２項までの規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

- 4 第８条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２、第９条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第２、第１１条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第１、第１３条の規定による改正後の千葉市文化センター設置管理条例別表第１、第１４条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第２、第１６条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ設置管理条例別表第１、第１８条の規定による改正後の千葉市スポーツ施設設置管

理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第20条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第22条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第25条の規定による改正後の千葉市ビジネス支援センター設置管理条例別表第3、第28条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第29条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第32条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第34条の規定による改正後の千葉マリンスタジアム設置管理条例別表、第35条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第37条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月29日条例第48号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2第1項第2号、第12号及び同項備考並びに同表第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月8日条例第6号）抄

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条中千葉市コミュニティセンター設置管理条例第1条第1項の表及び別表第2第1項第1号の表の改正規定、同項第2号の表の改正規定（「660円」を「670円」に、「650円」を「660円」に、「640円」を「650円」に、「630円」を「640円」に、「670円」を「680円」に、「3,160円」を「3,210円」に改める部分に限る。）並びに同項第4号の表、同項第5号の表、同項第6号の表、同項第7号の表、同項第8号の表、同項第9号の表、同項第10号の表、同項第11号の表、同項第12号の表並

びに別表第2第2項第2号アの表及び同号イの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定（千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に係るものを除く。）は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第1

名称	施設
千葉市中央コミュニティセンター	ロビー 幼児室 集会室 サークル室 講習室 美術・視聴覚室 料理実習室 和室 茶室 語学練習室 多目的室 ホール 音楽室 図書室 体育館 柔道場 剣道場 プール 松波分室 ロビー 和室 茶室 会議室
千葉市中央区蘇我コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 創作準備室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的 ホール ホール エアロビクス室 図書室 トレーニング 室 体育館 ハーモニープラザ分館 創作室 講習室 美術・工芸室 陶芸作業室 料理実 習室 和室 茶室 多目的室 音楽室 フィットネスルー ム ハーモニーホール
千葉市花見川区畑コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 図書室 体育館
千葉市花見川区幕張コミ	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室

ユニティセンター	集会室 和室 料理実習室 ホール 図書室 体育館
千葉市花見川区花島コミュニティセンター	幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 サークル室 多目的室
千葉市稲毛区穴川コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市稲毛区長沼コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 体育館
千葉市若葉区都賀コミュニティセンター	ロビー 静養室 サンルーム 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 ホール 体育館
千葉市若葉区千城台コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的室 会議室 研修室 トレーニング室 ヘルシーホール
千葉市緑区鎌取コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 多目的ホール 会議室 体育館
千葉市美浜区高洲コミュニティセンター	ロビー 静養室 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 大広間 ホール
千葉市美浜区真砂コミュニティセンター	ロビー 幼児室 創作室 講習室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サークル室 視聴覚室 多目的室 ホール 図書室 体育館

別表第2

1 集会室等利用料金

(1) 千葉市中央コミュニティセンター

区分		金額	
集会室		1 コマにつき	3 3 0 円
サークル室 1			1 1 0 円
サークル室 2			1 1 0 円
サークル室 3			1 1 0 円
サークル室 4			7 0 円
サークル室 5			6 0 円
サークル室 6			1 6 0 円
サークル室 7			1 6 0 円
講習室 1			3 3 0 円
講習室 2			3 3 0 円
講習室 3			3 3 0 円
講習室 4			3 3 0 円
講習室 5			3 3 0 円
美術・視聴覚室			9 2 0 円
料理実習室 1			6 8 0 円
料理実習室 2			6 0 0 円
和室			3 4 0 円
茶室 1			5 0 0 円
茶室 2			2 8 0 円
語学練習室			6 2 0 円
多目的室			3 3 0 円
ホール			1, 0 2 0 円
音楽室 1			3 6 0 円
音楽室 2			6 8 0 円
松波分室	和室 1		8 0 円

	和室 2		2 0 0 円
	和室 3		6 0 円
	茶室		1 7 0 円
	会議室		8 0 円

(2) 千葉市中央区蘇我コミュニティセンター

区分		金額
創作室	1 コマにつき	6 7 0 円
創作準備室		1 1 0 円
講習室 1		3 0 0 円
講習室 2		2 1 0 円
講習室 3		2 1 0 円
集会室		2 3 0 円
和室 1		2 3 0 円
和室 2		2 1 0 円
音楽室 1		6 6 0 円
音楽室 2		6 5 0 円
料理実習室		6 4 0 円
サークル室 1		1 1 0 円
サークル室 2		1 0 0 円
大広間		6 8 0 円
多目的ホール		3, 2 1 0 円
ホール		6 7 0 円
エアロビクス室		4 4 0 円
ハーモニープラザ		4 4 0 円
分館	講習室 1	2 5 0 円
	講習室 2	2 1 0 円

	講習室 3		4 4 0 円
	講習室 4		4 4 0 円
	美術・工芸室		4 7 0 円
	陶芸作業室		5 9 0 円
	料理実習室		4 4 0 円
	和室 1		1 7 0 円
	和室 2		1 5 0 円
	茶室 1		3 0 円
	茶室 2		2 0 円
	多目的室		4 8 0 円
	音楽室		3 5 0 円
	ハーモニーホール		1, 8 3 0 円

(3) 千葉市花見川区畑コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	2 6 0 円
講習室		4 3 0 円
集会室		2 8 0 円
和室 1		1 6 0 円
和室 2		4 4 0 円
音楽室		4 3 0 円
料理実習室		2 3 0 円
サークル室		1 2 0 円

(4) 千葉市花見川区幕張コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 9 0 円
講習室 1		3 6 0 円

講習室 2		2 5 0 円
集会室 1		8 1 0 円
集会室 2		2 4 0 円
和室		4 9 0 円
料理実習室		2 6 0 円
ホール		1, 1 5 0 円

(5) 千葉県花見川区花島コミュニティセンター

区分	金額	
創作室 1	1 コマにつき	3 2 0 円
創作室 2		4 1 0 円
講習室 1		4 2 0 円
講習室 2		4 4 0 円
集会室		2 5 0 円
和室		2 6 0 円
音楽室		5 2 0 円
サークル室 1		5 1 0 円
サークル室 2		2 4 0 円
多目的室		1, 8 7 0 円

(6) 千葉県稲毛区穴川コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 8 0 円
講習室		2 0 0 円
集会室		2 4 0 円
和室		2 7 0 円
音楽室		5 1 0 円
料理実習室		3 1 0 円

サークル室		5 8 0 円
大広間		6 5 0 円
多目的室		1, 7 1 0 円
会議室		2 5 0 円

(7) 千葉県稲毛区長沼コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	3 9 0 円
講習室		3 2 0 円
集会室		1 9 0 円
和室		2 3 0 円
音楽室		5 1 0 円
料理実習室		3 4 0 円
サークル室		4 4 0 円
大広間		5 5 0 円
多目的室		1, 2 8 0 円
会議室		3 2 0 円

(8) 千葉県若葉区都賀コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	4 3 0 円
講習室 1		2 5 0 円
講習室 2		2 4 0 円
講習室 3		2 4 0 円
集会室		2 9 0 円
和室 1		2 5 0 円
和室 2		2 6 0 円
音楽室		4 8 0 円

料理実習室		3 9 0 円
サークル室		2 4 0 円
大広間		5 0 0 円
多目的室		4 6 0 円
会議室		2 2 0 円
ホール		1, 1 2 0 円

(9) 千葉県若葉区千城台コミュニティセンター

区分	金額	
創作室 1	1 コマにつき	2 4 0 円
創作室 2		2 5 0 円
講習室		2 7 0 円
集会室		2 0 0 円
和室		3 8 0 円
音楽室		4 7 0 円
料理実習室		3 9 0 円
サークル室 1		3 3 0 円
サークル室 2		2 8 0 円
大広間		6 3 0 円
多目的室		1, 3 5 0 円
会議室		2 8 0 円
研修室		1 7 0 円
ヘルシーホール		5 1 0 円

(1 0) 千葉県緑区鎌取コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	3 9 0 円
講習室		2 2 0 円

集会室		2 4 0 円
和室		2 3 0 円
音楽室		4 5 0 円
料理実習室		2 5 0 円
サークル室		2 6 0 円
大広間		4 5 0 円
多目的ホール		1 , 6 0 0 円
会議室		2 1 0 円

(1 1) 千葉県美浜区高洲コミュニティセンター

区分	金額	
創作室	1 コマにつき	3 6 0 円
講習室 1		3 6 0 円
講習室 2		3 6 0 円
集会室		3 6 0 円
和室		1 7 0 円
音楽室		3 6 0 円
料理実習室		3 6 0 円
サークル室 1		1 7 0 円
サークル室 2		1 7 0 円
大広間 1		5 3 0 円
大広間 2		1 7 0 円
ホール 1		1 , 3 0 0 円
ホール 2		6 2 0 円

(1 2) 千葉県美浜区真砂コミュニティセンター

区分	金額	
創作室 1	1 コマにつき	3 2 0 円

創作室 2	3 2 0 円
講習室 1	3 2 0 円
講習室 2	3 2 0 円
集会室	3 2 0 円
和室 1	5 6 0 円
和室 2	3 2 0 円
和室 3	3 2 0 円
音楽室	7 1 0 円
料理実習室	7 3 0 円
サークル室 1	1 6 0 円
サークル室 2	1 6 0 円
サークル室 3	1 6 0 円
サークル室 4	3 2 0 円
視聴覚室	3 2 0 円
多目的室	6 6 0 円
ホール 1	8 9 0 円
ホール 2	8 9 0 円

備考

1 「1 コマ」とは、次の各号のいずれかの時間帯の2時間をいう。

- (1) 午前9時から午前11時まで
- (2) 午前11時から午後1時まで
- (3) 午後1時から午後3時まで
- (4) 午後3時から午後5時まで
- (5) 午後5時から午後7時まで（千葉市中央コミュニティセンター松波分室を除く。）
- (6) 午後7時から午後9時まで（千葉市中央コミュニティセンター松波分室を

除く。)

2 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する
場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1
時間までごとに、第1号から第12号までの表に定める金額の2分の1に相当する
額とする。

3 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨
てる。

2 体育館・柔道場・剣道場・フィットネスルーム利用料金

(1) 個人使用

区分	2時間まで	超過1時間につき
一般	220円	110円
中・高校生	100円	50円
小学生以下	70円	35円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

(2) 専用使用

ア 体育館

区分		午前9時から午後 1時まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時から午後 9時まで
一般	全館	4,590円	4,590円	9,210円
	半館	2,290円	2,290円	4,590円
高校生以下	全館	2,260円	2,260円	4,550円
	半館	1,130円	1,130円	2,270円

備考

1 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する
場合の当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1
時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定め

る金額の4分の1に相当する額とする。

- 2 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 柔道場・剣道場・フィットネスルーム

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
一般	2,200円	2,200円	4,440円
高校生以下	1,100円	1,100円	2,220円

備考

- 1 使用時間内において、使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、当該使用に係る利用料金の額は、超過し、又は繰り上げて使用する時間1時間までごとに、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間帯に係るこの表に定める金額の4分の1に相当する額とする。
- 2 前項の規定により算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 プール利用料金

区分	通常期（7月及び8月以外）			夏期（7月及び8月）		
	小学生以下	中・高校生	一般	小学生以下	中・高校生	一般
基本料金（2時間まで）	100円	200円	300円	70円	100円	220円
超過料金（超過1時間につき）	50円	100円	150円	35円	50円	110円

備考 30人以上の団体利用の場合は、1割引とする。

4 トレーニング室利用料金

区分	中・高校生	一般
----	-------	----

時間		
2 時間まで	1 0 0 円	2 2 0 円
超過 1 時間につき	5 0 円	1 1 0 円

5 設備利用料金

区分	金額
コインロッカー	1 回につき 1 0 円
陶芸窯	1 回につき 3, 3 0 0 円